マイナンバー制度
社会保障・税番号制度
始まります

詳しくはこちら!

マイナンバー制度の導入により、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会が実現できると期待されています。

マイナンバーとは?

平成27年10月から、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理するものです。

個人が特定されないように、住所地や生年月日などと関係のない12桁の番号が割り当てられます。

また、法人には1法人1つの法人番号（13桁）が指定されます。

マイナンバーで、もっと便利に暮らしやすく

マイナンバーは各機関が管理する個人情報が同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。

さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、様々なメリットをもたらします。

マイナンバーは大切に

マイナンバーは生涯にわたって使うものです。

住所が変わっても、マイナンバーは原則変わりませんので、大切にお取り扱いください。

公平・公正な社会の実現

マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。

負担を不当に免れることや給付を不正に受け取ることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援ができるようになります。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスを受け取ることがスムーズにできるようになります。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合や転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。また、複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄も削減されます。被災者台帳の作成などにもマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。